

在沖米海兵隊のグアム移転について

平成 21 年 8 月
防 衛 省
グアム移転事業室

目次

1. 在沖米海兵隊グアム移転に係る日米合意	2
在沖米海兵隊のグアム移転に係る合意	3
グアムの戦略的な位置	4
グアム移転に伴う施設・インフラ整備にかかる経費の内訳	5
日本企業参入に際して懸念される米国の規制等(真水事業関連)	6
在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定の主な内容	7
2. 真水事業について	8
平成21年度予算におけるグアム移転関連経費について	9
平成21年度予算における「真水」事業の内容	10
平成21年度基盤整備事業(イメージ)	11
在沖縄海兵隊のグアム移転にかかる交換公文について	12
2010米会計年度国防予算案におけるグアム移転関連経費について	13
2010米会計年度国防予算案におけるMILCON事業の内容	14
3. 家族住宅民活事業について	15
家族住宅民活事業(事業全体のイメージ)	16
家族住宅民活事業の検討状況	17
4. インフラ民活事業について	20
インフラ民活事業の検討状況	21
5. マスタープランについて	23
マスタープランについて	24
「マスタープラン素案の概要」	25
施設配置にかかる新たな検討案	28
(参考)再編特措法	29

1. 在沖米海兵隊グアム移転に係る日米合意

在沖米海兵隊のグアム移転に係る合意

～ 新たな安全保障環境を踏まえた日米同盟の方向性について協議 ～

- ・2005年 2月 「2+2」共通戦略目標(第1段階)
- ・2005年10月 「2+2」役割・任務・能力(第2段階)
在日米軍の兵力構成見直し(第3段階)

・2006年 5月 「2+2」「再編の実施のための日米ロードマップ」

(「再編の実施のための日米ロードマップ」より抜粋)

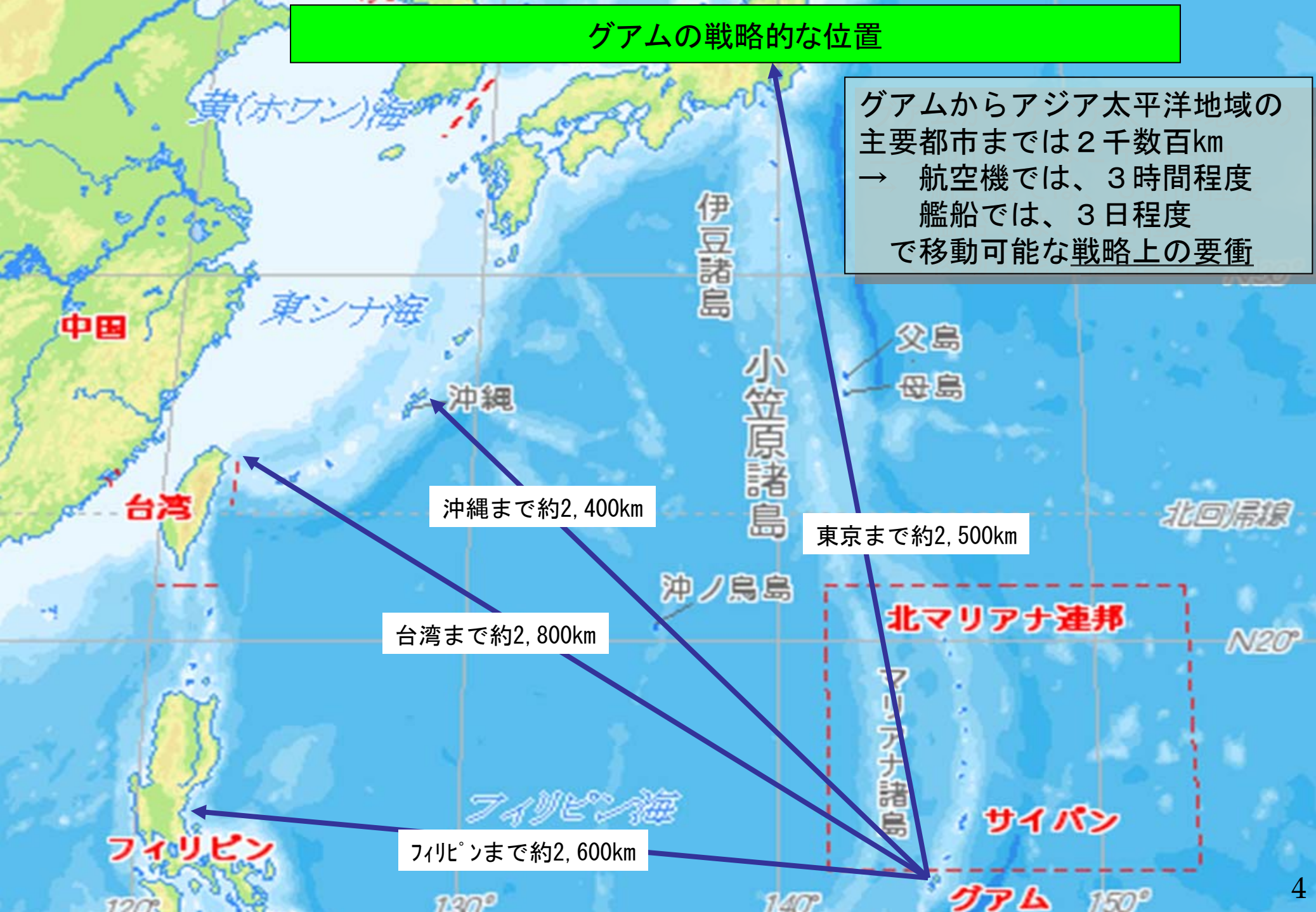
1 沖縄における再編

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル(2008米会計年度の価格)を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

グアムの戦略的な位置

グアムからアジア太平洋地域の主要都市までは2千数百km
→ 航空機では、3時間程度
艦船では、3日程度
で移動可能な戦略上の要衝



グアム移転に伴う施設・インフラ整備にかかる経費の内訳

事業内容		財源	金額	
日本側の分担	司令部庁舎 教場 隊舎 学校等生活関連施設	財政支出 (真水)	28.0億ドル (上限)	
	家族住宅	出資	15.0億ドル	25.5億ドル
		融資等	6.3億ドル	
		効率化	4.2億ドル	
	インフラ (電力、上下水道、廃棄物処理)	融資等	7.4億ドル	
計			60.9億ドル	
米国側の分担	ヘリ発着場 通信施設 訓練支援施設 整備補給施設 燃料・弾薬保管施設 などの基地施設	財政支出 (真水)	31.8億ドル	
	道路(高規格道路)	融資 又は真水	10.0億ドル	
	計			41.8億ドル
総 額			102.7億ドル	

※1 事業内容については計画段階における見積もりに基づくものであり、金額やスキームについては、今後変更があり得る。

※2 日本側の金額は総額に占める割合でコミットしたのではなく、施設やインフラの所要に基づき経費を分担するもの。

経費については、今後、さらに事務的に精査される。日本側の財政支出(真水)は、協定上、「合衆国の2008会計年度ドル」(当該年度におけるドル・ベースでの購買力を基準に換算した実質価格)で28億ドルを上限。

※3 家族住宅は、「効率化」の4.2億ドルにより、実質的には25.5億ドルから21.3億ドルに減額。

※4 出資や融資等は、米国が支払う家賃や使用料により将来回収される。

※5 沖縄からグアムへの海兵隊移動経費やグアムにおける海兵隊の活動経費は、総額102.7億ドルに含まれない。

※6 日米双方の財政支出(真水)は、基盤整備事業を含む。

日本企業参入に際して懸念される米国の規制等(真水事業関連)

～日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両首脳への第七回報告書～ (2008年7月5日)

概要

【米側措置】

6. (2) 日本からの直接の財政支援により米政府がグアムの米軍基地建設工事の入札を行う場合には、外国企業よりも米企業の入札価格を優遇する連邦調達規則補足が適用されないことを確認。

詳細

【米国政府による規制改革及びその他の措置】

VI. 政府調達

C. 米軍基地建設工事関連規制

米国政府は、日本国政府の在沖米海兵隊のグアム移転に関する懸念を認識し、右に対する米国政府の見解を以下のとおり説明した。

1. 現在、国防連邦調達規則補足 (DFARS) では、太平洋及びクワジェリン環礁における米領土或いはペルシャ湾に接する諸国における米軍基地における建設工事に関する契約については、外国企業の入札価格が米企業の最低入札価格より20%低くない限り、米企業が受注すると規定している (DFARS 236.273)。同規定は、米国軍事建設歳出法に基づく軍事建設工事関係の調達について適用される。日本政府からの直接の財政支援を受けて行われる建設工事や特別目的機関に対する融資等によって行われる建設工事は、米国軍事建設歳出法に基づく資金供与はされず、同規定の適用を受けない。
2. 現在、日本政府からの直接の財政支援を受けて行われる建設工事の額は、貿易協定法 (Trade Agreement Act) の適用対象となる基準額 (740万ドル) を超えることが見込まれる。米国産品の使用をコントラクターに義務付けるバイ・アメリカン法の規定は、貿易協定法の基準額以上の契約には適用されず、そのような建設工事はWTO政府調達協定の適用を受ける。このため、日本を含め、WTO政府調達協定の全ての加盟国の企業は、右建設工事の入札・契約において、米国企業と同等の条件を享受できる。
3. 米国製品搬入のための米国船籍の使用が義務付けられている法令について (DFARS247.572)、1904年貨物留保法は、国防省の全ての契約における物品の輸送を対象としている。このため、日本政府からの直接の財政支援を受けて行われる建設工事に関する物品も貨物留保法の適用を受ける。
4. 連邦調達規則 (FAR 28.1) は、連邦政府の発注する工事に対する履行保証と支払い保証のため、受注業者に対して契約金額の100%を保証として積むことを義務付けている。これは内外無差別な規定であり、日本政府からの直接の財政支援を受けて行われる建設工事にも適用される。この点に関し、州、コロンビア特別区、準州若しくは領土の法律に基づき設立された法人、例えば、日本の保険会社の米国法人子会社等が発行する履行保証については、ボンド発行に関する米国財務基準に基づき、当局から認定されれば、有効である (31CFR223.5)。また、現金や米国債は、履行保証の付保に代わるものとして、認められている。

在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定の主な内容

前文

○ 2006年5月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)で合意された「再編の実施のための日米ロードマップ」の関連記述を再確認。

本文

日本側の資金拠出

- 我が国政府は、第三海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、28億ドル(米国の2008会計年度ドル)を限度とする資金の提供を行う。ただし、米国の資金拠出を条件とする(第1条、第9条1)。
- 我が国の資金拠出等に関連し、米国政府は、次の義務を負う。
 - (1) 資金の適正使用(第4条)
 - (2) グアム移転事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者の公正、公平かつ衡平な取扱い(第5条)
 - (3) 未使用残額・利子の返還(我が国実施当局の同意を条件として未使用残額・利子の使用は可)(第7条)
- 米国政府は、日米の専門家(防衛省及び米国防省)間での協議を通じて、日本国政府が真水事業の実施に適切な方法で関与することを確保する(第6条)
- 我が国の資金拠出等に関連し、米国政府は、次の義務を負う。我が国の資金が拠出された施設・インフラに重大な影響を与えるおそれがある変更が検討された場合、日米両政府は協議し、我が国の懸念を十分に考慮して、米国政府は適切な措置をとる(第8条)。

米側の措置

- 米国政府は、資金拠出を含む移転のために必要な措置をとる。ただし、①米予算の範囲内、②普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進展があること、③(民活事業を含む)日本の資金面での貢献を条件とする(第2条、第9条2)。

その他

- (グアムへの)移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、米国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する(第3条)。
- 日米両政府は、本協定の実施に関して相互に協議する(第10条)。

(注) 日本政策金融公庫の国際協力銀行(JBIC)部門による融資等で措置される家族住宅事業等のいわゆる民活事業は本協定の対象外。 7

2. 真水事業について

平成21年度予算におけるグアム移転関連経費について

2006年5月の米軍再編に関するロードマップ合意における2014年までの在沖米海兵隊のグアム移転完了を実現するため、防衛省は、在沖米海兵隊のグアム関連経費として、平成21年度予算に総額約353億円を計上。

1. 「真水」事業について

計 約346億円

<工事費>

(注)「真水」事業とは、我が国の直接的な財政支援による司令部庁舎等の施設整備をいう。

フィネガヤン地区基盤整備事業(第1段階)

約129億円

アンダーセン空軍基地北部地区基盤整備事業

約 28億円

アプラ地区基盤整備事業

約174億円

<設計費>

消防署(フィネガヤン地区)設計

約 16億円

下士官用隊舎(フィネガヤン地区)標準設計

港湾運用部隊司令部庁舎(アプラ地区)設計

診療所(アプラ地区)設計

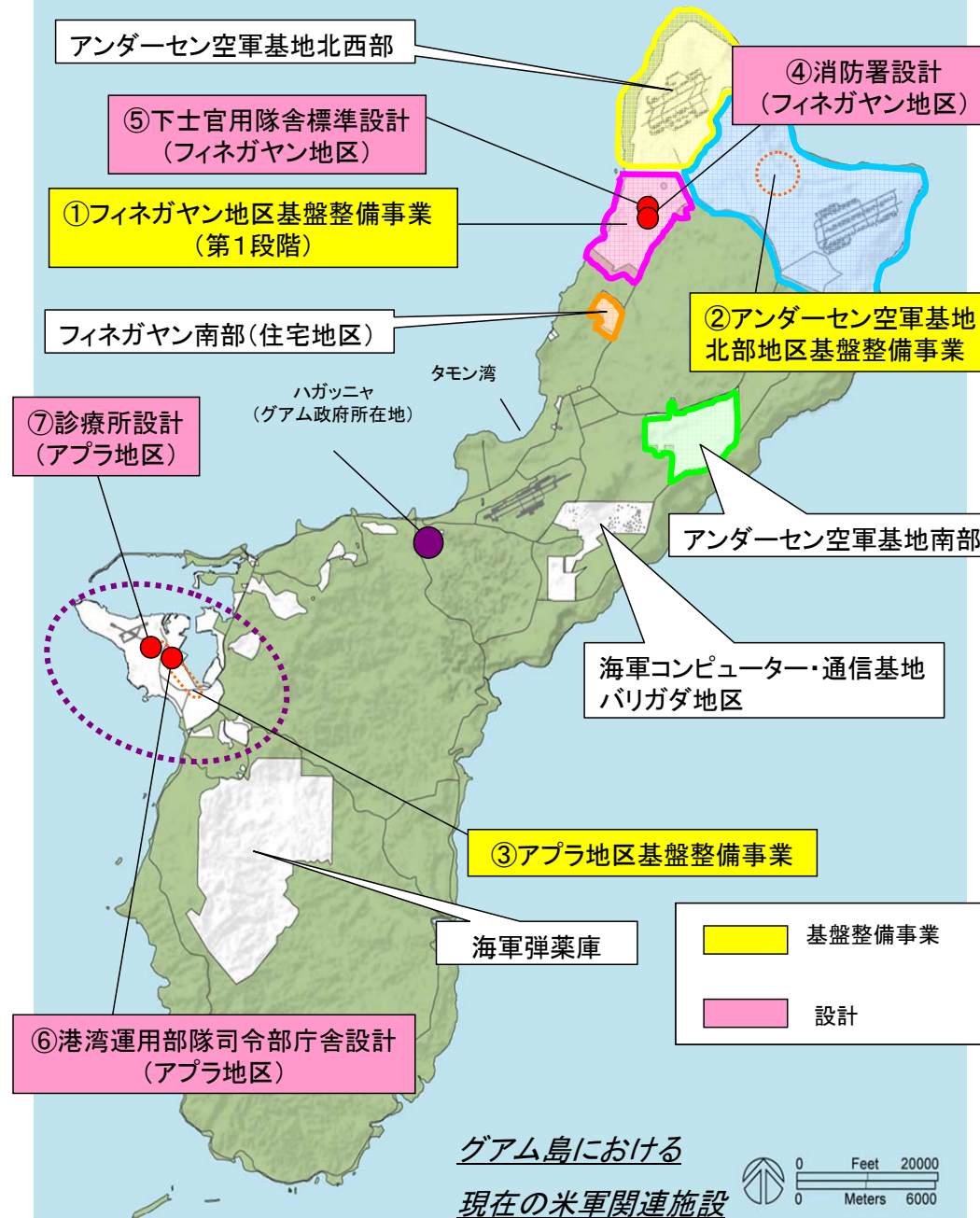
※ 係数は四捨五入により、符合しないことがある。

2. その他経費について

「グアム移転事業室等経費」として、約7億円を計上

※ 「民活」事業について防衛省が今後更なるスキームの検討等を行うとともに、「真水」事業の米側の執行における日本国政府の適切な関与を確保するために必要不可欠。

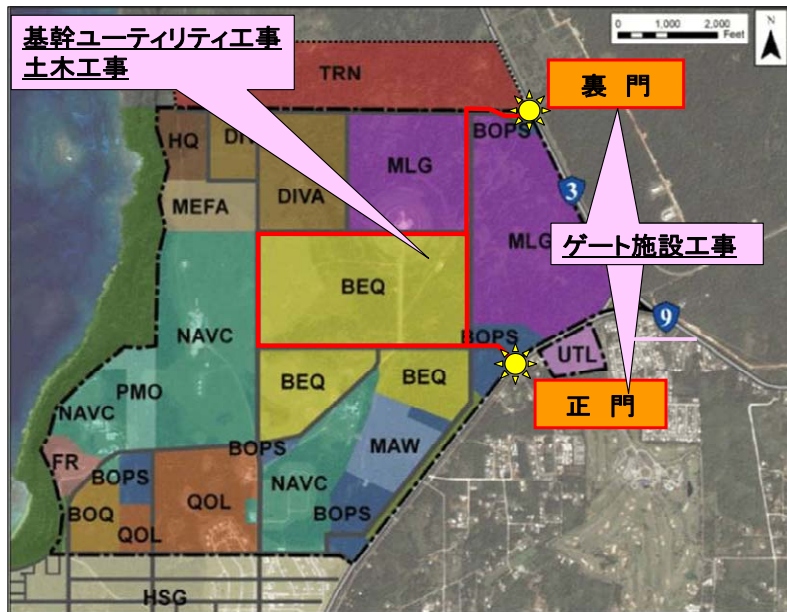
平成21年度予算における「真水」事業の内容



※ 事業の対象地区については、あくまで概念的なものであり、特定の位置を示すものではない。

平成21年度 基盤整備事業(イメージ)

フィネガヤン地区基盤整備事業(第1段階)(イメージ)



※BEQ=Bachelor Enlisted Quarters
下士官用隊舎

アプラ港基盤整備事業(イメージ)



アンダーセン空軍基地北部地区基盤整備事業(イメージ)



在沖縄海兵隊のグアム移転に係る交換公文について

協定第1条2及び第7条1(a)に基づき、平成21年度における真水資金の額及び真水事業の個別の事業名等を定める別途の取極(交換公文)として、平成21年7月11日に書簡の交換を行った。

交換公文の内容

<日本側書簡>

- 日本国の平成21会計年度において予算に計上された真水資金の額は、3億3600万合衆国ドル。日本国政府は、自国の関係法令に従い、米国政府に対し、平成21年度において上記の額の資金の提供を行う。
- 各個別の事業に拠出される真水資金の額は、付表に定める。

【付表の内容】

フィネガヤン地区における基地内基盤整備事業(第一段階)	1億2480万合衆国ドル
アンダーセン空軍基地の北部地区における基地内基盤整備事業	2700万合衆国ドル
アプラ地区における基地内基盤整備事業	1億6910万合衆国ドル
設計事業(フィネガヤン地区における消防署及び単身の下士官用の隊舎並びにアプラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎及び診療所)	1510万合衆国ドル
合計	3億3600万合衆国ドル

<米国側書簡>

日本側書簡の提案が米国政府にとって受諾し得るものであること、日本側及び米国側書簡が両政府間の合意を構成するものとみなすこと並びにこの合意が米国側書簡の日付の日日に効力を生ずるものとする旨規定。

(参考)協定関連条文(抜粋)

第1条2: 日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極(以下「別途の取極」という。)に記載する。

第7条1(a): 日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。

2010米会計年度国防予算案におけるグアム移転関連経費について

平成21年5月7日、米国政府は2010米会計年度予算教書の詳細を米連邦議会に提出した。国防予算のうちグアム移転関連経費として、総額約3億7,800万ドル(約389億円、為替レート:1ドル=103円)を計上。その内訳は以下のとおり。

1. MILCON (Military Construction: 米側軍事建設) 事業について

計 約\$353.3M (約363.9億円)

<工事費>

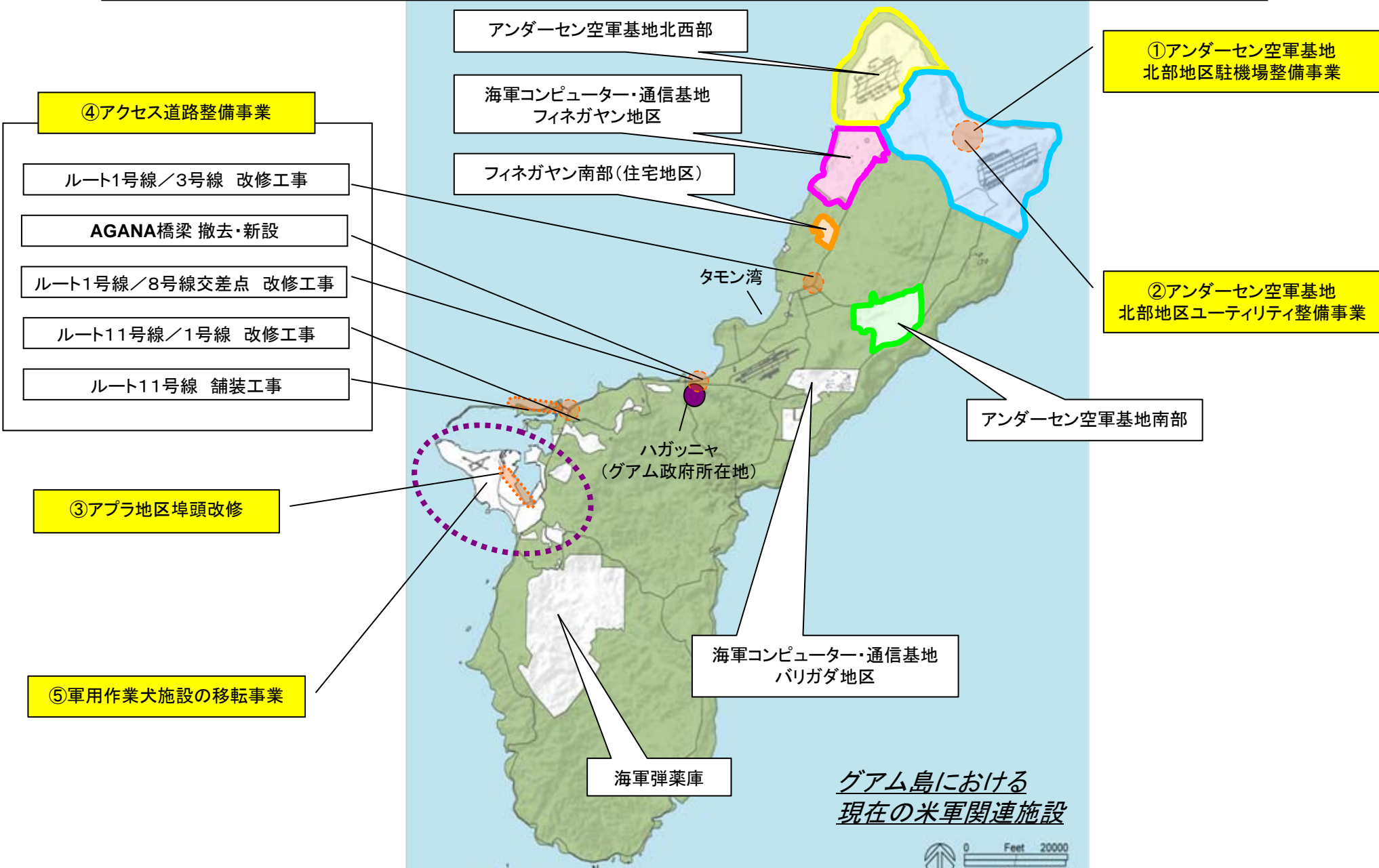
アンダーセン空軍基地北部地区駐機場整備事業(第1段階)	約\$88.8M	(約91.5億円)
アンダーセン空軍基地北部地区ユーティリティ整備事業(第1段階)	約\$21.5M	(約22.1億円)
アプラ地区埠頭改修事業(第1段階)	約\$167.0M	(約172.0億円)
アクセス道路改修事業	約\$48.9M	(約50.3億円)
軍用作業犬施設の移転事業	約\$27.1M	(約27.9億円)

※ 係数は四捨五入により、符合しないことがある。

2. その他経費について

「グアム移転における調査費」として、約\$24.8M(約25.5億円)を計上

2010米会計年度国防予算案におけるMILCON事業の内容

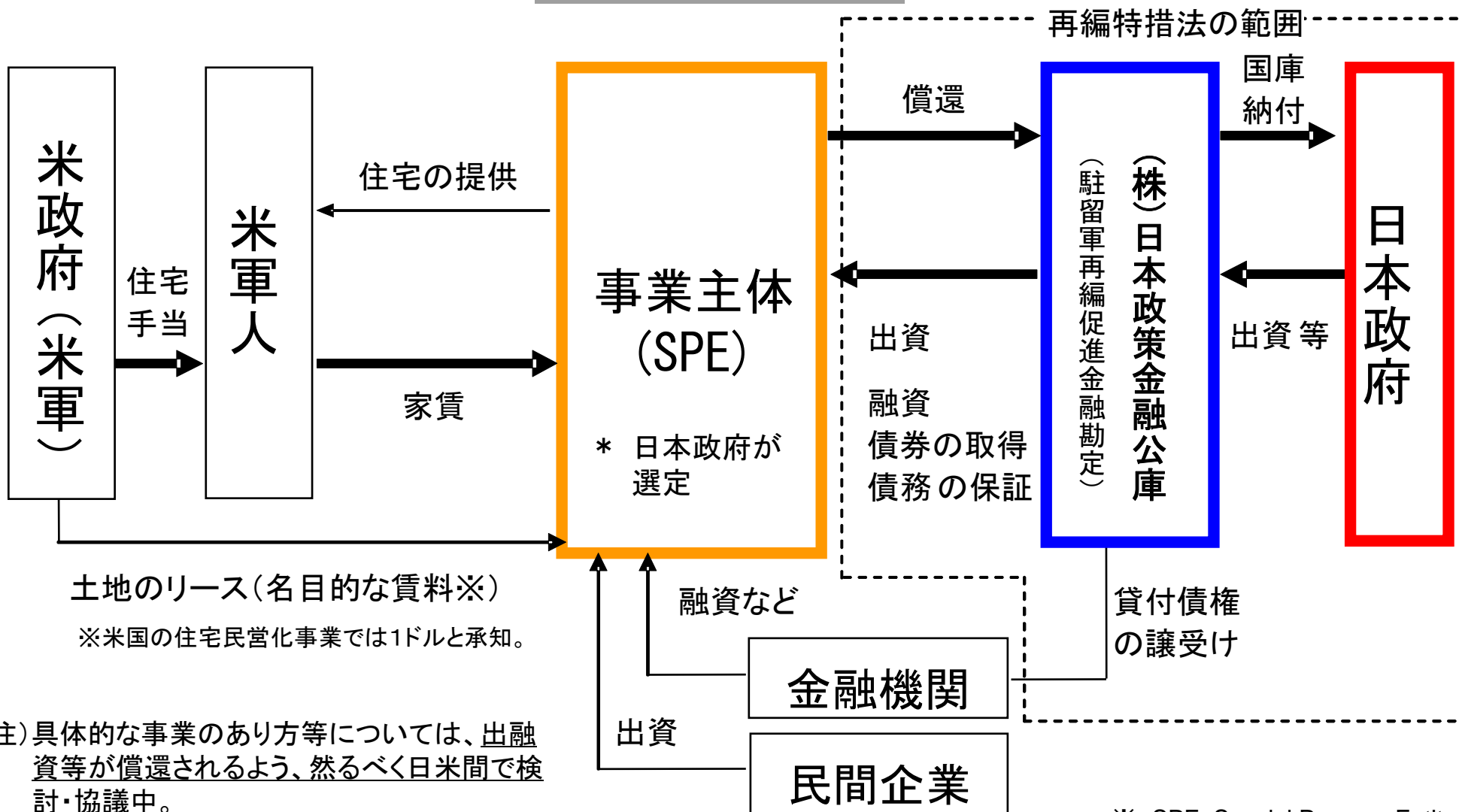


※ 事業の対象地区については、あくまで概念的なものであり、特定の位置を示すものではない。

3. 家族住宅民活事業について

家族住宅民活事業－事業全体のイメージ

事業全体のイメージ図



(注) 具体的な事業のあり方等については、出融資等が償還されるよう、なるべく日米間で検討・協議中。

※ SPE: Special Purpose Entity

家族住宅民活事業の検討状況①

事業者選定手続きにかかる検討状況

- 家族住宅民活事業における事業者選定手続きについては、日本のPFI事業、米国の軍人家族住宅民営化事業の事例などを参考としつつ、引き続き日米間で検討・協議中。
- 事業者選定については、事業を効率的に実施するとの観点から、競争的な手続きにより事業主体(SPE)が選定されることが基本との考えの下、検討を行っているところ。

一般的な日本のPFI事業、米国の軍人家族住宅民営化事業における事業者選定の流れ(イメージ)

募集要項等の公表

資格審査

提案審査への参加事業者(数者)の決定・公表

提案審査

最優秀提案者の決定・公表

独占交渉

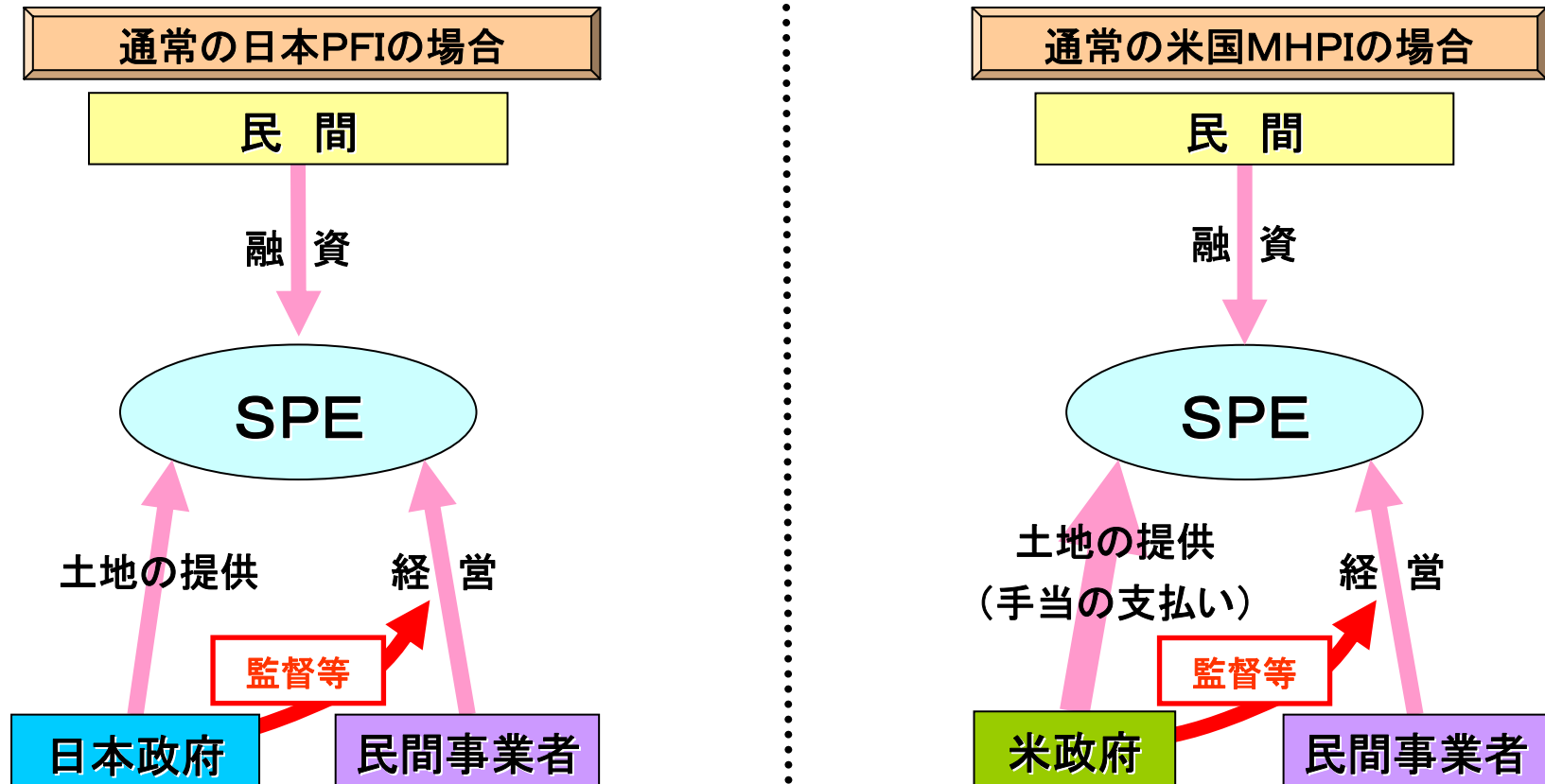
事業契約の締結

家族住宅民活事業の検討状況②

日米両政府の関与にかかる検討状況

- 家族住宅民活事業における日米両政府の関与については、日本のPFI事業、米国の軍人家族住宅民営化事業などを踏まえつつ、引き続き日米間で検討・協議中。
- 日本のPFI、米国のMHPIの事例では、政府がSPEの経営について監督等を行っている。これを踏まえ、今般のグアム事業において、出融資等を行う日本政府／JBICと、SPEの提供するサービスの質について責任を有する米政府のSPEの経営に対する関与のあり方について検討を行っているところ。

※ MHPI: Military Housing Privatization Initiative



家族住宅民活事業の検討状況③

家族住宅の要求水準にかかる検討状況

- 本事業で整備される家族住宅の具体的な要求水準については、引き続き日米間で検討・協議中。
- 家族住宅の具体的な要求水準については、日米間の生活形態、生活習慣の違いや安心して任務に専念するのに必要な生活環境などを鑑み、統一的な米国の基準であるUFC基準(Unified Facilities Criteria: 米軍における統一施設基準)なども踏まえつつ検討を行っているところ。

4. インフラ民活事業について

インフラ民活事業の検討状況①

経緯

ロードマップ合意

2006年5月の日米ロードマップに従い、在沖米海兵隊のグアム移転に伴うインフラの需要増大に対応するための民間活力を導入したインフラ事業(※)について、防衛省は、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行(JBIC)部門を通じて7億4千万ドルの融資を行うこととしている。

(※) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成19年8月20日政令第268号)

- ① 電源の開発及び電気の供給に関する事業
- ② 水源の開発及び水の供給に関する事業
- ③ 下水の排除及び処理に関する事業
- ④ 廃棄物の収集及び処理に関する事業

検討状況

米軍は、海兵隊の需要のみならず、他軍種の需要も増大することから、以下のオプションについて、日米間で検討を行っているところ。

- ①グアムに移転する在沖米海兵隊向け
- ②グアムの全米軍
- ③軍需及び民需を含むグアム島全体を対象

インフラ民活事業の検討状況②

検討の課題

グアムにおけるインフラ事業の検討を行うにあたっては、

- ① 新規のインフラ施設整備、もしくは、既存のインフラ施設の改修
- ② ピーク需要時に相互依存するための既存のインフラ供給網との接続の有無
- ③ 事業的に適切な規模のインフラ設備の設定
- ④ 環境への配慮

等の考慮要素があり、日本側としては、これらを総合的に勘案して、在沖米海兵隊の需要増大に対応するための適切なインフラ事業とする必要がある。

今後の検討

今後も、民間企業からのフィード・バックも踏まえつつ、引き続き日米間で適切なインフラ事業となるよう検討を進めることとしている。

5. マスタープランについて

マスタープランについて

- 「マスタープラン」とは、グアムに移転する在沖米海兵隊に限らず、グアムの米軍基地全体で、今後必要となる施設やインフラの詳細な配置計画。(空母の一時寄港用埠頭、陸軍BMD部隊、空軍基地能力拡張等を含む。)
- 2008年4月、米国は「マスタープラン素案の概要」を公表。米側からは、環境影響評価手続が終了した後、最終的なマスタープランが確定するところ、「マスタープラン素案の概要」に示される内容は、有力な案(Preferred Alternatives)の一つであり、変更があり得る旨説明あり。
- 現在、米側において、環境影響評価書の素案(Draft EIS)を作成中。

マスタープラン策定プロセス

注: NOI: Notice of Intent EIS: Environmental Impact Statement ROD: Record of Decision

【マスタープラン】

「マスタープラン素案の概要」(Overview of Draft Guam Joint Military Master Plan)の作成

「マスタープラン」(Master Plan)の確定

【環境影響評価】

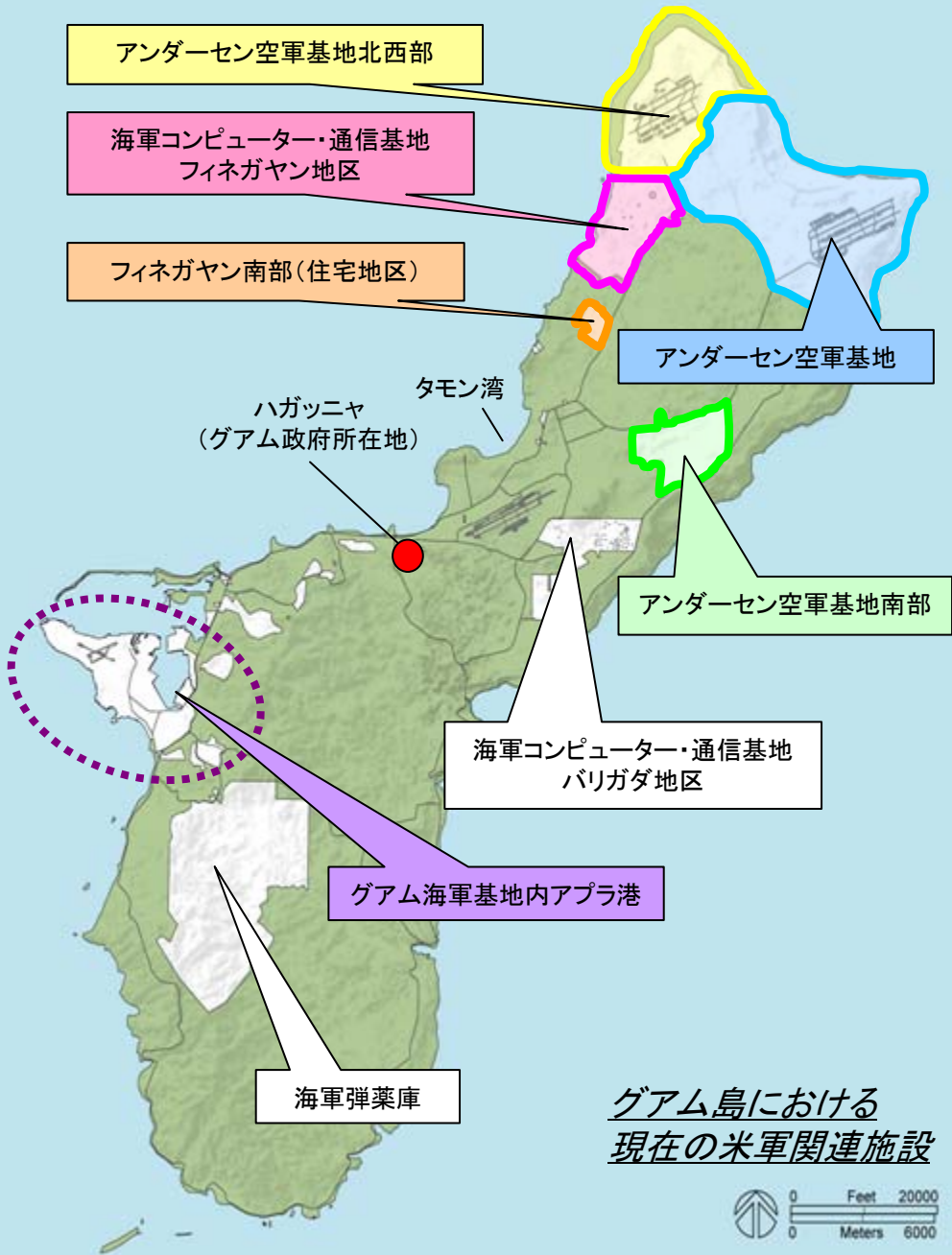
計画通知(NOI)の公表

環境影響評価書の素案(Draft EIS)の作成

環境影響評価書の最終案(Final EIS)の作成

環境影響評価決定書(ROD)の公表

「マスタープラン素案の概要」(主要施設配置計画)



●司令部機能、隊舎、生活関連施設等
→ 海軍コンピューター・通信基地フィネガヤン地区

●家族住宅等
→ 海軍コンピューター・通信基地フィネガヤン地区 及びフィネガヤン南部(住宅地区)

●海兵隊訓練地区(実弾射撃を含む)
→ アンダーセン空軍基地南部 等

●航空機能
→ アンダーセン空軍基地 北部ランプ

●海兵隊支援施設等
→ グアム海軍基地内アプラ港

※ 「マスタープラン素案の概要」に示された内容は、依然として概念的(notional)であり、今後変更があり得る。

「マスタープラン素案の概要」(本文要旨)

■海軍コンピューター・通信基地フィネガヤン地区 ー海兵隊主要施設及び家族住宅

・司令部庁舎、隊舎、生活関連施設等に使用予定。

■フィネガヤン南部一家族住宅

・居住地域に関する計画においては、海兵隊の住宅等が海軍コンピューター・通信基地フィネガヤン地区の南部分及びフィネガヤン南部に配置される。

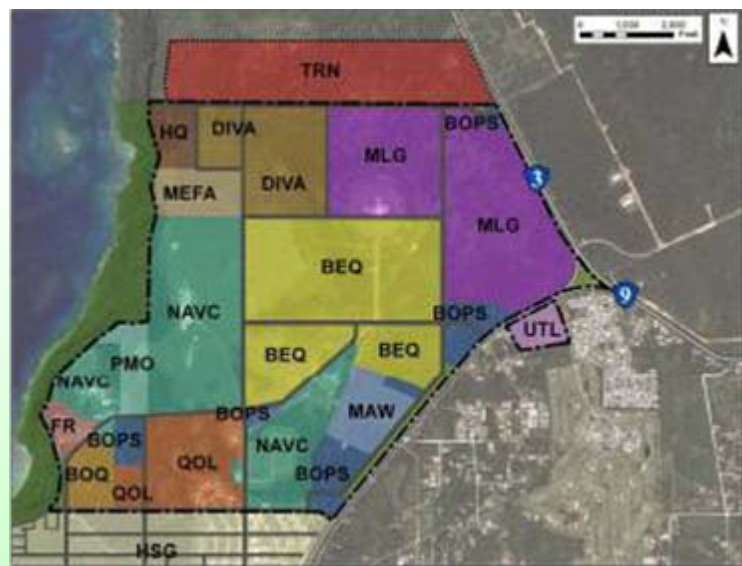
■アプラ港

・海兵隊の支援等の目的でアプラ港の能力改善を行う。

■航空運用及び訓練(アンダーセン空軍基地 北部ランプ等)

・グアムにおいて運用される海兵隊の航空機を支援する運用施設等を配置。

「マスタープラン素案の概要」(施設配置図①)



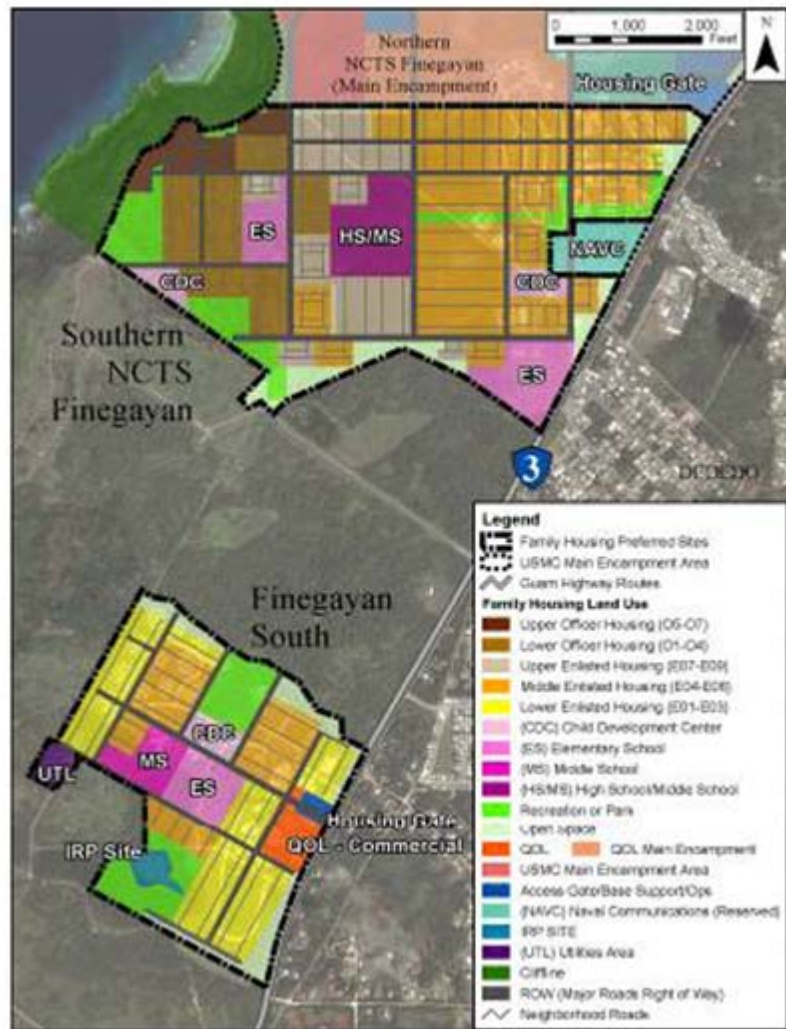
Legend	
[Red outline]	USMC Main Encampment
[Dashed red outline]	USMC Main Encampment Training Area
[Blue line]	Guam Highway Routes
Main Encampment Land Use	
[Yellow]	(BEQ) (325 ac.)
[Orange]	(BOQ) (30 ac.)
[Brown]	(HQ) Division/ III MEF HQ (28 ac.)
[Blue]	(BOPS) Base Ops/Support (84 ac.)
[Gold]	(DIVA) Division Admin/Ops (118 ac.)
[Light Blue]	(MEFA) III MEF Admin/Ops (43 ac.)
[Purple]	(MLG) (329 ac.)
[Light Blue]	(MAW) (25 ac.)
[Teal]	(NAVC) Naval Communications (353 ac.)
[Light Green]	(PMO) (30 ac.)
[Red]	(FR) Firing Range (19 ac.)
[Orange]	(TRN) Training Area (200 ac.)
[Light Orange]	(QOL) (106 ac.)
[Purple]	(UTL) Utilities Area (20 ac.)
[Green]	(OS) Open Space - Protected (224 ac.)
[Yellow]	(FAM) Family Housing Area (546 ac.)
[Light Green]	OS-Buffer Area
[Grey]	R-O-W (Roadways)

BEQ	独身下士官用隊舎
BOQ	独身将校用官舎
HQ	海兵師団及び第3海兵機動展開部隊司令部
BOPS	基地運用支援施設
DIVA	海兵師団管理・運用施設
MEFA	第3海兵機動展開部隊管理・運用施設
MLG	海兵後方群
MAW	海兵航空団
NAVC	海軍通信部隊
PMO	人事管理事務所
FR	実弾射撃演習場
TRN	演習場
QOL	生活関連施設
UTL	ユーティリティ地区
OS	空き地
FAM	家族住宅
R-O-W	道路

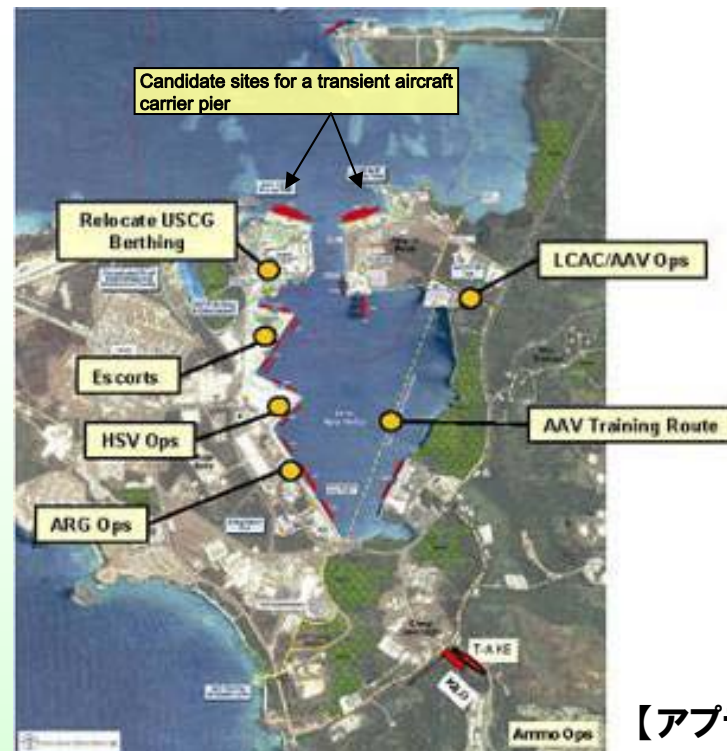
【海軍コンピューター・通信基地
フィネガヤン地区(北部)】

※ 本内容は、依然として概念的 (notional) であり、今後変更があり得る。

「マスタープラン素案の概要」(施設配置図②)



【海軍コンピューター・通信基地フィネガヤン地区(南部)及びフィネガヤン南部(住宅地区)】



【アプラ港】

CDC	保育園
ES	小学校
MS	中学校
HS/MS	高校/中学校
LCAC	エアクション型揚陸艇
USCG	沿岸警備隊
AAV	強襲揚陸車
ARG	揚陸即応群
HSV	高速輸送艦
Escorts	護衛水上艦

※ 本内容は、依然として概念的 (notional) であり、今後変更があり得る。

施設配置にかかる新たな検討案

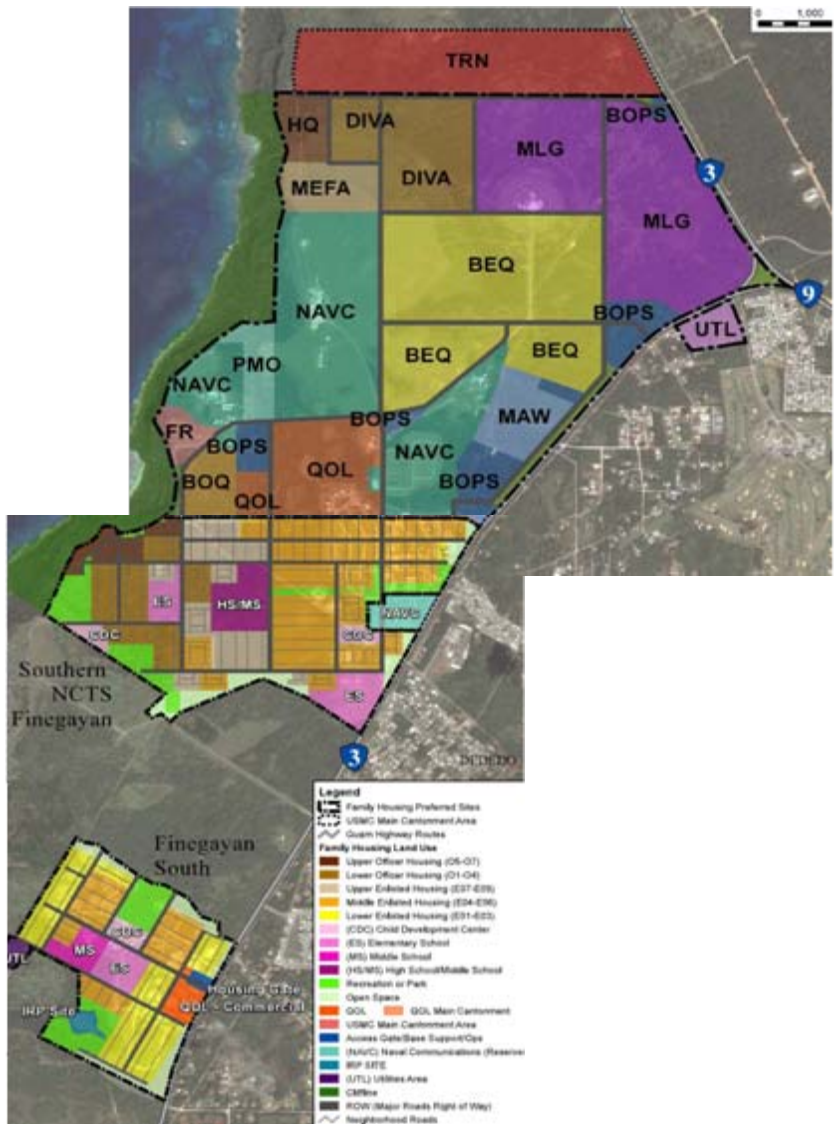


図1 マスタープラン 素案の概要, 2008.4

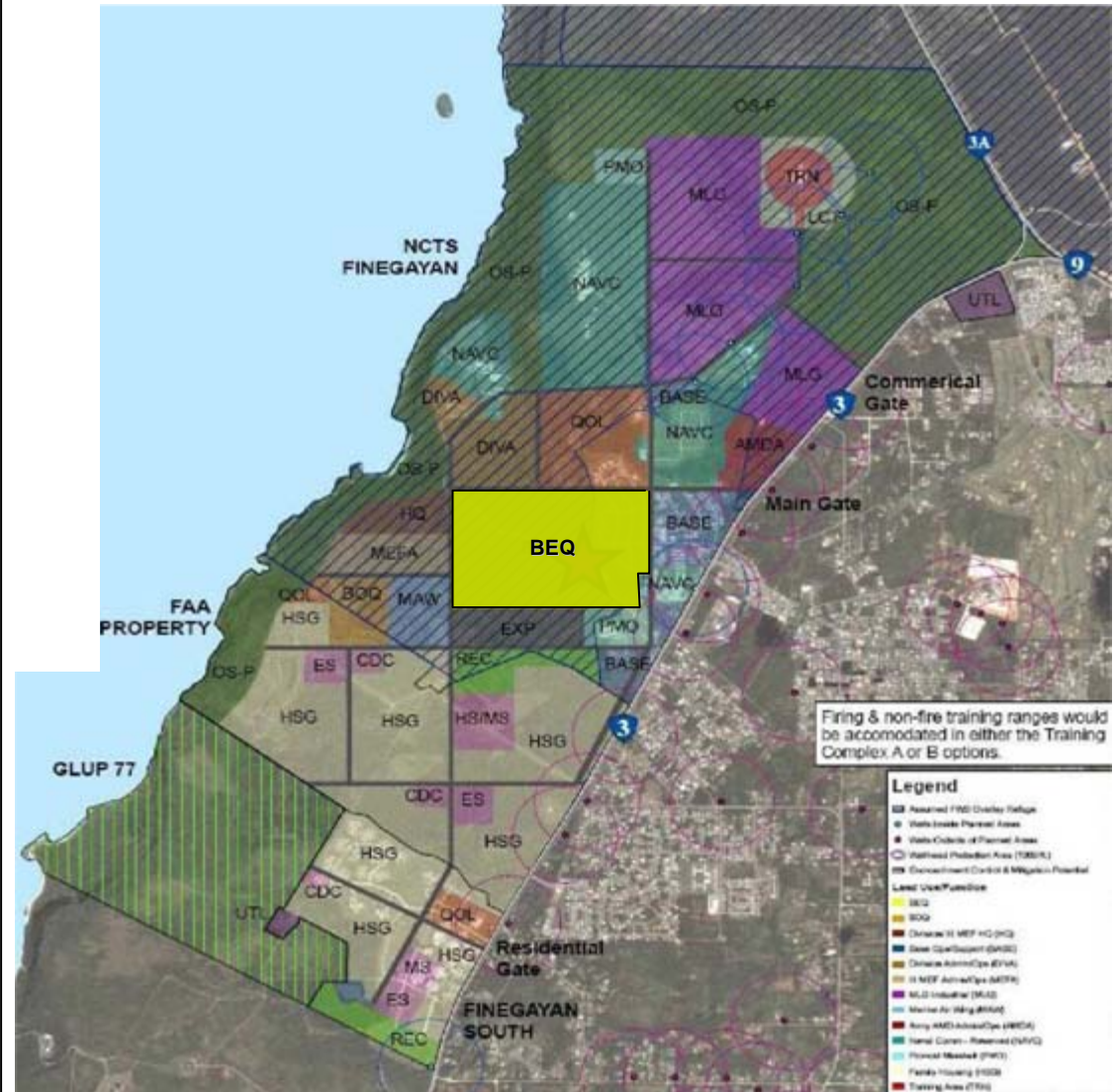


図2 グアム・インダストリー・フォーラムⅢ, 2009.4

(参考)再編特措法

1. 株式会社日本政策金融公庫の特例業務

- 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例として駐留軍再編促進金融業務（以下「特例業務」という。）を追加し（第16条）、当該業務に係る経理は、他の業務に係る経理と区分するため、特別の勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設けて整理することとしています（第18条）。
- この特例業務の対象となる事業（駐留軍移転促進事業）は、民活事業で実施する海兵隊員の家族住宅とインフラの整備及び維持管理を想定しています（政令で規定）。
- 民活事業である以上、事業資金は株式会社日本政策金融公庫だけでなく広く民間から募集することが重要であり、民間が積極的に参入できる環境整備が必要です。このため、株式会社日本政策金融公庫は、特例業務として、
 - ① 駐留軍移転促進事業に係る資金の貸付けや出資のほか、
 - ② 当該資金に係る金融機関の貸付債権の譲受け、
 - ③ 当該資金に係る債務の保証、
 - ④ 当該資金を調達するために発行された債券の取得、
 - ⑤ 当該債権に係る債務の保証といった幅広い業務を行うことが可能となっており、制度的な柔軟性を確保しています。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(特例業務)(2)

- 本特措法は、株式会社日本政策金融公庫法を改正するものではなく業務の特例を定めるものであり、特例業務が行われる場合においても、一部は字句を読み替えて（第22条第1項）、一部は当然に、株式会社日本政策金融公庫法が適用されることとなります。
- なお、株式会社日本政策金融公庫は、政府系金融機関の再編に伴い、平成20年10月に国際協力銀行等を統合する形で発足するものです。これにより、これまで国際協力銀行で扱っていた特例業務も同公庫に引き継がれますが、引き続き「国際協力銀行」という名称を用いて特例業務を行うことができるとされています（株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第54条）。

2. 政府の財政上の措置の特例

- 海兵隊のグアムへの移転事業はそもそも国が主体的に行う事業であること等に鑑み、株式会社日本政策金融公庫による特例業務の実施に万全を期するため、政府による資金の貸付け（第21条）といった政府による財政上の措置の特例も併せて定められています。

3. 法律の期限

- 米軍再編特措法は、平成29年3月31日（おおむね10年間）を期限とする時限立法ですが、株式会社日本政策金融公庫の業務に関する特例については、在沖海兵隊のグアムへの移転完了後においても、同業務は引き続き行われるものであるため、平成29年3月31日後においても、当分の間、なお効力を有するものとしております。